

5—29—0

(包紙)

「文政元年戊戌八月十五日

昼九ツ時御裏判太田十五兵衛様

御目見可被仰付之旨御切紙

宿所叶市屋御使者を以被下候事」

5—29—1

(端裏書)

「大谷新九郎殿 太田十五兵衛」

今般之就御祝義

明十六日九ツ時

御目見被

仰付以後御料理

被遣候間御出

可有之候、以上

八月十五日